

退職強要ハネ返す4カ条

会社は個人面談で、「君のいる場所はない」と露骨に退職を強要しています。NECでは、10回にも及ぶ個人面談でうつ病になるなど人権侵害も。

しかし、厚労大臣も「自由な意思決定が妨げられる状況は違法な権利侵害になる」と、行き過ぎた退職勧奨は違法と答弁しています。労働組合にも相談し「私は辞めません」とはっきり意思表示しましょう。



①「私はこの会社に残ります」……この一言が、あなたと家族を守ります。

②会社が強引に「同意」を迫ってきたら、「やめてください」とキッパリと言いましょ。

③退職に「同意するまで面談する」「応じなければ仕事はない」は、違法です。「労働基準監督署に相談する」と言いましょ。

④「会社は大変」と言われたら、「私の生活も大変」と答えましょ。

政党を選ぶなら日本共産党

衆院近畿ブロック予定候補が訴え



こくた 恵二
党国対委員長



宮本 たけし
衆院議員 1期



清水 ただし
党大阪府副委員長

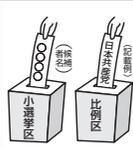


堀内 照文
党兵庫県副委員長



ふしき みちよ
党中央委員・前滋賀県議

投票方法
(解説)



折り目

13万人もの 日本共産党 電機リストラやめさせよ

質問する志位和夫委員長 11月13日 衆院予算委員会



日本共産党の志位和夫委員長は13日の衆院予算委員会で、社会問題となっている電機・情報産業による13万人ものリストラ計画を取り上げ、「違法・非道な人減らしを放置しておいて日本経済の再生はない。政府がやめさせるよう役割を果たすべきだ」と求めました。いよいよ総選挙。日本共産党は人を大切にする政治に転換させるため全力をあげます。(裏面に続く)

総選挙 人を大事にする政治に

衆院 予算委 志位委員長が迫る

違法な退職勧奨 についての最高裁判決 「ことさらに多数回、長期にわたる退職勧奨は、いたずらに被勧奨者の不安感を増し、不当に退職を強要する結果となる可能性が高く、退職勧奨は、被勧奨者の家庭の状況、名誉感情等に十分配慮すべきであり、勧奨者の数、優遇措置の有無等を総合的に勘案し、全体として被勧奨者の自由な意思決定が妨げられる状況であった場合には、当該退職勧奨行為は違法な権利侵害となる。」 (最高裁第1小法廷1980年7月10日判決)

「多数回、長期にわたる退職勧奨」は最高裁判決に照らしても違法です。

近畿民報

発行/日本共産党国会議員団
近畿ブロック事務所
2012年11月号外 No.4

〒540-0004
大阪市中央区玉造2丁目15番7号USビル2F
TEL 06(6764)9111 FAX 06(6764)9115
※日本共産党は以上の見解を発表しました。

新しい視点 展望しめず
しん 赤旗
日刊紙 毎月3,400円
日曜版 毎月800円